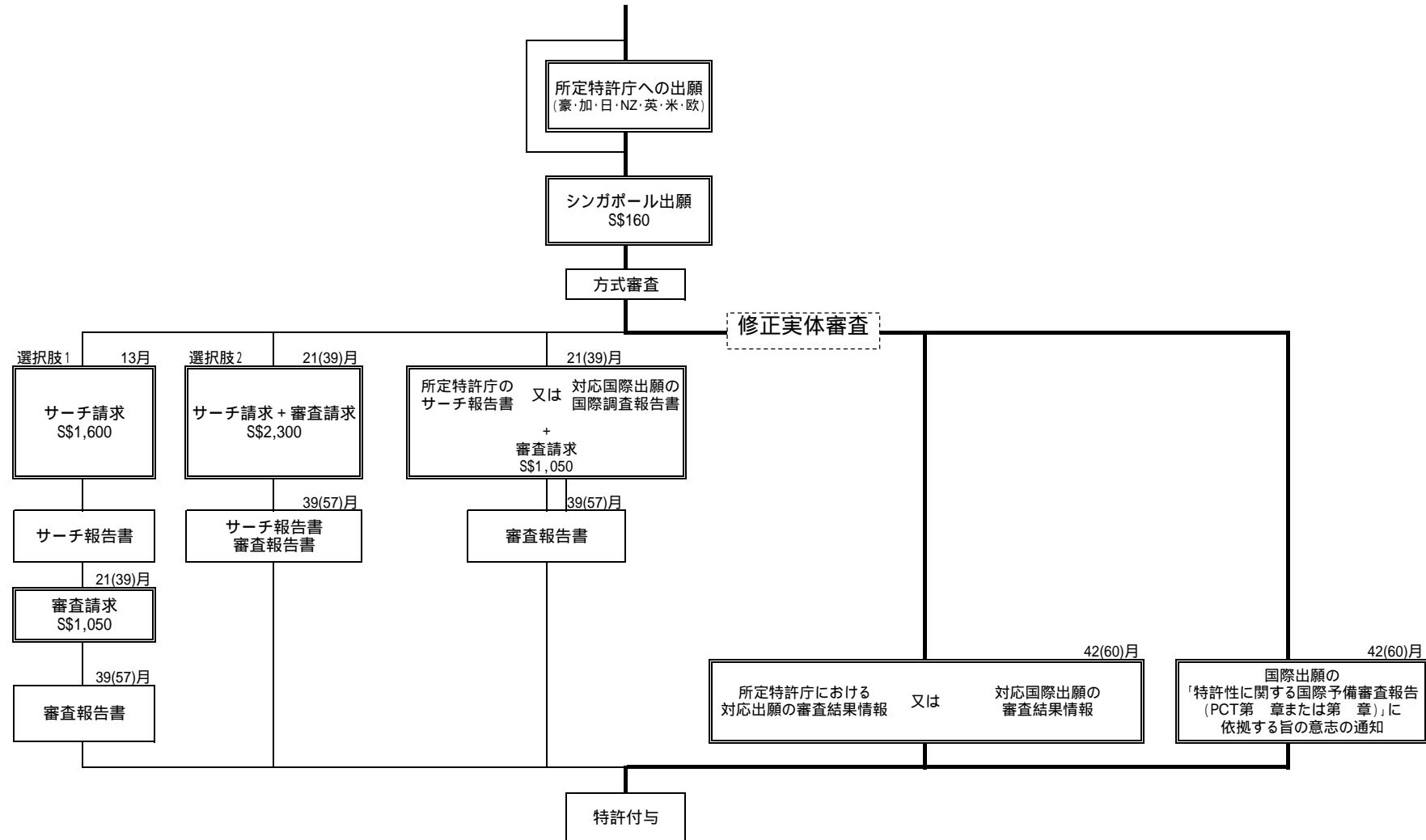


# シンガポール特許出願審査手続の概要



- 出願人の行為
- シンガポール特許庁(IPOS)の行為

期間は出願日又は最先の優先日から起算 ( )内は緩行コースの期間  
緩行コースを希望する場合は39月以内に所定の様式で申請し、料金 (S\$1,800) を支払う必要があります。

改正特許法(2004年7月1日施行)における修正実体審査制度に関わるおもな変更点。

(1) 審査結果情報提出期限の変更

改正前は、所定特許庁における対応出願の審査結果を示す所定情報の提出期限は28ヶ月以内でしたが、改正により急行特許付与制度(Fast Track System)においては出願日又は優先日(優先権を主張している場合)から42ヶ月以内、緩行特許付与制度(Slow Track System)においては出願日又は優先日(優先権を主張している場合)から60ヶ月に変更となりました(サーチ結果の場合は急行特許付与制度で21ヶ月、緩行特許付与制度で39ヶ月)。なお、緩行特許付与制度を希望する場合は、出願日又は優先日(優先権を主張している場合)から39ヶ月以内に所定の様式により所定の料金を納付し延長申請をする必要があります。

(2) 対応出願及び対応国際出願の情報提出義務の廃止

改正前は、特許取得手続において対応出願または対応国際出願のサーチ・審査結果を利用しようとする場合には、優先日から16ヶ月以内にすべての対応出願及び対応国際出願の出願番号等の書誌事項を提出する必要がありました(日本国特許庁における審査結果を利用しようとする場合で、日本以外の国へも出願している場合には、すべて国への出願に関する書誌事項を提出する必要がありました(提出漏れは無効事由となり得た。))が、改正により当該義務が廃止されました。